

只木ゼミ前期第1問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

- 5 1. 具体的依存性説に関して、弁護側は、弁護レジュメ1頁34行目において「①結果の発生を阻害する条件行為の開始」を「事実上の引受け行為」の要件としているが、それを充足すると認めるためには、その行為による法益維持可能性がどの程度必要であると考えているのか。
2. 「行為者が認識を否定しないでそれを自己の行為への動機づけとした場合に故意を認める本説」とあるが(弁護レジュメ2頁10行目)、認識を否定しないでそれを自己の行為への動機づけとしなかった場合とは、具体的にはどのような心理状態をいうと考えるのか。

10

以上